

2017年度

第13回みやこ祭

第1回 みやこ祭参加準備会議

日時：5月25日（木）16：30～

場所：11号館204番教室

項目

1. 大学祭総会とみやこ祭参加準備会議の違いについて..... p. 1
2. 安全委員会より..... p. 2
 - (1) 安全委員会の設置
 - (2) 供託金制度
 - (3) 補償金制度
 - (4) 参考
 - (5) 安全管理責任者の選出
 - (6) 講堂使用について
3. 事務局より..... p. 15
『事務手続きの手引き1』について
4. 広報局より..... p. 16
 - (1) 第13回みやこ祭テーマ発表とロゴデザインについてのお知らせ
 - (2) 第13回みやこ祭ポスターデザイン公募について
5. 渉外局より..... p. 19
 - (1) 協賛企業の紹介
 - (2) 協賛に関する注意点
6. その他..... p. 21

1. 大学祭総会とみやこ祭参加準備会議の違いについて

2008年度から大学祭実行委員会は「大学祭総会」と「みやこ祭参加準備会議」の2つの会議を運営しています。今年度も同様に2つの会議を運営していくため、改めてそれぞれの会議の特徴の違いと、参加対象について詳しく説明します。

「大学祭総会」について

- ・参加対象

首都大学東京文化部連合・首都大学東京体育会・首都大学東京サークル連合のいずれかに加盟する団体の代表者1名により構成されます。また、南大沢キャンパスに所属する学部生、院生のみ参加・傍聴できます。

- ・会議の特徴

大学祭の方向性を決定する会議です。各団体の代表者からの意見を基に方向性を決定します。

「みやこ祭参加準備会議」について

- ・参加対象

大学祭に参加しようと考えている全ての方が参加できます。

- ・会議の特徴

大学祭参加についてのお知らせや申請、大学祭の運営に関わることを決める会議です。大学祭の企画・模擬店に参加する場合は、この会議に参加しなければなりません。

それぞれの会議は開催の約1週間前に公示されます。インフォメーションギャラリー等に設置する看板で確認するようお願いします。

2. 安全委員会より

(1) 安全委員会の設置

1. 趣旨

みやこ祭は「自主管理・自主運営」の理念のもとに運営しています。この理念に基づいた大学祭を行うために、昨年度までのみやこ祭に引き続き、安全委員会を設置します。

2. 安全委員会の役割

① 最低限のルール作り

「自主管理・自主運営」の理念のもと、みやこ祭を安全に運営するために必要な最低限のルールを規定します。

② 安全防災に関する呼びかけ

事件事故の防止のため、参加団体の方々をはじめ、大学祭に参加するすべての方に、防犯や火気使用、アルコール販売など安全に関する注意を呼びかけます。

③ 会場管理・事故処理・情報集約

大学祭期間中の清掃・ごみ処理の管理や駐車場整備、会場内の巡回及び事件事故等の情報の収集とその対応を行います。

3. 安全委員会の構成

① 安全委員会本部

学生自治会、学生ホール管理運営委員会、体育会本部、文化部連合、サークル連合の代表者各1名と、大学祭実行委員会の代表者2名、計7名で構成されます。

大学祭期間中は学生ホール資料作成室に安全委員会本部を設置し、常時待機者を設置します。

② 参加団体

参加団体のうち、屋内団体はフロアごとに、模擬店参加団体はブロックごとに分け、それぞれの代表団体の安全管理責任者に各エリア内の衛生状況の安全性を点検して安全委員会本部に報告していただきます。

③ 安全管理責任者

各参加団体から、部長・幹部クラスの人を1人選出していただきます。

以上の体制で今年度も安全委員会を設置したいと考えています。
ご理解ご協力よろしく申し上げます。

(2) 供託金制度

1. 趣旨

供託金制度は、飲酒をはじめとする大学祭期間中のあらゆる問題を防ぎ、大学祭を円滑に進めること、さらには私たち学生が大学との信頼を築き、来年度以降の大学祭を無事に行うことを保証することを目的としています。

二十数年前の大学祭において、一部の心無い学生による常軌を逸した行為が為されてきました。そしてその結果、飲酒に関する大きな事件が頻発し、飲酒行為は全面禁止となりました。

それ以来、徐々に規制緩和が行われ、昨年度も時間制限付きの飲酒解禁を行いました。昨年度は供託金没収となるまでの問題・事故は起こりませんでした。

しかし、未だに危険な飲酒をする光景が見られたこともあり、「自主管理・自主運営」の理念が十分に浸透しているとは言えない状況です。飲酒に絡んだ大事件を起こしてしまった過去を拭い去れない以上、私たちはこの問題を真摯に受け止め、再発防止に努めなければなりません。私たち全員が飲酒の問題の重みを理解し、責任を持たなければならないのです。

※ 飲酒に絡んだ問題が発生した場合、来年度以降の大学祭が飲酒解禁のもとに行われるという保証はありません。

2. 制度内容

- ◆ 大学祭参加団体は供託金として参加形態に応じた金額を大学祭実行委員会に納めるものとします。
 - ※ ここでいう「大学祭参加団体」とは、模擬店参加、屋内参加、特別参加のそれぞれの形態で参加する団体のことを指します。
- ◆ 大学祭期間中に飲酒をはじめとするあらゆる問題を起こした団体からは、悪質であると安全委員会が判断した場合、処分として供託金を没収します。

- ◆ 大学祭期間中における違反事項に関する条規を守り、問題を起さなかった団体には、大学祭終了後に機会を設けて供託金の返却を行います。なお、没収した供託金は公的機関に寄付するものとします。

3. 対象・金額

- ① 営利を目的としないゼミ及び研究室単位での参加団体には、供託金を課しません。
 - ② 営利を目的としない参加団体のうち上記①に該当しない参加団体は**5,000円**とします。
 - ③ 営利を目的とする参加団体のうち、上部団体（体育会・文化部連合・サークル連合）に加盟している団体及びクラス、ゼミ、研究室単位での参加団体は**10,000円**とします。
 - ④ 営利を目的とする参加団体のうち、上記③に該当しない参加団体は**20,000円**とします。
- ※ 上記①～④の複数の形態に当てはまる参加団体は、該当する金額の高い方を支払うこととします。

4. 納入期限

参加申請と同時に大学祭実行委員会に納めることを原則とします。納入期限は参加申請の締切日と同じく、**6月15日(木)**です。

納入の際には郵便局で払い込みをしていただきます。詳しい納入方法は本日配布する『事務手続きの手引き1』をご覧ください。振込用紙も同時に配布します。

5. 管理

供託金の管理は大学祭実行委員会が行うものとします。

6. 返却

大学祭期間中における違反事項に関する条規を守り、違反事項に該当する行為を行わなかった団体には、大学祭終了後に供託金の返却を行います。返却の日程・場所は決定次第お知らせします。

なお、返却期限を過ぎても受け取りに来なかった場合に関しては、大学祭実行委員会から連絡をしますが、それでも受け取りに来なかった場合、公的機関に寄付させていただきます。ご了承ください。

(3) 補償金制度

1. 趣旨

補償金制度は、参加団体全体で「自主管理・自主運営」を行っていくという大学祭の理念に基づいて実施しています。この制度により「大学祭期間中に大学構内施設において当事者不明の汚損・破損があった場合は、参加団体全体でその責任を分担する必要がある」のです。

大学祭期間中に大学内の施設に著しい汚損・破損が見られた場合、来年度以降その施設の使用許可がおりないおそれや、大学祭を開催できなくなることがあります。

そのような事態を起こさないためにも、例年使用している施設に加え、来年度以降新たな施設の使用を可能にするうえで必要な制度です。

また、責任を各団体で分担することによって、「自主管理・自主運営」の理念を各団体の全員に理解していただけると思われます。さらに各団体で注意しあえるようになれば、大学祭期間中の汚損・破損箇所を減少させることに繋がります。

2. 制度の内容

大学祭の参加団体に規定の金額を補償金として大学祭実行委員会に納めていただきます。大学祭期間中に当事者不明の汚損・破損があった場合、補償金から修理費をまかない、その修理費を差し引いた残金を各団体に均等に返却します。ただし、責任の所在が明らかな場合や本人がその汚損・破損を認めた場合は、汚損・破損した本人が弁償することとします。なお、汚損・破損の当事者が特に限定されると安全委員会が判断した場合はこの限りではありません。

(適用例)

1 団体あたりの補償金の金額が、**5, 000円**、参加団体が**100団体**であったとすると、補償金合計額は、**5, 000円×100団体=50万円**となります。

その後、大学祭期間中に窓ガラスの破損が数ヵ所見つかると、その当事者が分からなかったとします。その修理費が**15万円**であったとすると、1 団体あたりへの返却額は

$(50万円 - 15万円) \div 100団体 = 3,500円$ となります。

※責任の所在を特定できない場合、補償金制度を適用する場合がありますので、各団体は汚損・破損のないように各施設を使用してください。

3. 対象・金額

大学祭に参加する全ての団体に一律**5,000円**とします。ただし、弁償額が補償金の限度を超えた場合は追加徴収するものとします。

また、一つの団体で複数の参加申請をする場合も、参加申請の数に関わらず**5,000円**とします。

※ここでいう「大学祭に参加する全ての団体」とは、模擬店参加、屋内参加、特別参加で参加する団体のことを指します。

4. 納入期限

参加申請と同時に大学祭実行委員会に納入することを原則とします。納入期限は参加申請の締め切りと同じく**6月15日(木)**です。

納入の際には郵便局で払い込みをしていただきます。詳しい納入方法は本日配布する『事務手続きの手引き1』をご覧ください。振込用紙もその時一緒に配布します。

5. 管理

補償金の管理、大学への修理費の支払いは大学祭実行委員会が行います。清算終了後、大学祭実行委員会が会計報告するものとします。

6. 返却

補償金の適用に該当するような汚損・破損がなかった場合は、全額を返却します。適用がなされた場合は修理費を差し引いた額を返却します。返却の日程・場所は決定次第お知らせします。

なお、返却期限を過ぎても取りに来なかった団体に関しては、大学祭実行委員会から連絡をしますが、それでも取りに来なかった場合、公的機関に寄付させていただきます。ご了承ください。

7. 清掃費

例年、大学祭の終了後に大学構内の敷石に油染みが目立ちます。その責任の多くは模擬店参加団体にあると考え、補償金の適用外とします。

大学構内の敷石の油染みの除去を含む清掃を業者に委託します。その費用は、清掃費として模擬店参加団体から**1日1,000円**を徴収し、大学祭実行委員会でも**50,000円**負担します。(追加徴収はありません。)

なお、徴収した清掃費は全額、大学構内の地面の清掃に使わせていただくので、返却はありません。清掃費については模擬店経費等の徴収の際に、大学祭実行委員会に支払ってください。清掃費の管理、支払い、会計報告は大学祭実行委員会が行います。

ご理解・ご協力のほどよろしく申し上げます。

(4) 参考

以下の「大学祭期間中における違反事項に関する条規」と「安全防災規約」は昨年度のもので、今年度は変更がある可能性もあるので、参考までにご覧ください。

I. 大学祭期間中における違反事項に関する条規

第1条（趣旨）

この規約は大学祭期間中において大学祭を「自主管理・自主運営」していくに際し、さらなる安全防災を図るために定められたものである。

第2条（施行時期）

この規約は平成28年度大学祭にのみ適用される。ただし、第5条（3）は除く。

第3条（参加申請）

平成28年度大学祭に参加する団体は、大学祭における安全防災の保証のため、のちに掲げる第7条に定める通り参加申請と同時に供託金を大学祭実行委員会（大学祭期間中は「大学祭本部」と称する。）に納めなければならない。

※ここでいう「大学祭に参加する団体」とは、模擬店参加、屋内参加、特別参加で参加する団体のことを指す。

第4条（違反事項）

大学祭期間中における違反事項は次の通りとする。

- (1) 飲酒に絡んだ問題を起こした場合。特に未成年飲酒に絡んだ問題や近隣住民に迷惑を及ぼす場合。飲酒に絡んだ問題が起きた場合、それ以後の大学祭期間中の飲酒に全面禁止を含む何らかの制限を課す。
- (2) 大学の定める各規則、規約等に著しく違反する場合。
- (3) 安全委員会本部の警告に応じない場合。
- (4) 法律に著しく違反する場合。

第5条（処分）

安全委員会本部が第4条に違反していると判断した団体への処分はその度合いにより以下のいずれかもしくはその複数とする。

- （1） 供託金を没収する。
- （2） 今年度大学祭への継続参加を認めない。
- （3） 来年度以降、一定期間の大学祭への参加を認めない。

第6条（参加団体以外の大学祭参加者及び来場者への対応）

参加申請を提出していない大学祭参加者及び来場者が違反などを犯した場合は、ただちに大学祭本部と安全委員会本部と大学側との協議の上で何らかの処罰を講ずる。

第7条（供託金の金額）

- （1） 営利を目的としないゼミ及び研究室単位での参加団体には、供託金を課さない。
- （2） 営利を目的としない参加団体のうち第7条（1）に該当しない場合は5,000円とする。
- （3） 営利を目的とする参加団体のうち上部団体（体育会・文化部連合・サークル連合に加盟している団体、及びクラス、ゼミ、研究室単位での参加団体には10,000円とする。
- （4） 営利を目的とする参加団体のうち第7条（3）に該当しない参加団体は20,000円とする。

※ 上記（1）から（4）の複数の形態で参加する団体は、その中で最も高い金額とする。

第8条（供託金の返却）

処分を受けなかった団体の供託金は、大学祭終了後に機会を設けて返却する。

第9条（供託金の使途）

没収された供託金は公的機関に寄付する。なお、供託金を期日までに取りに来なかった場合は、こちらから連絡はするが、それでも取りに来なかった場合、公的機関に寄付する。

第10条（飲酒の終了時刻）

午後8時30分をもって飲酒を終了とする。

第11条（行事の終了時刻）

午後9時をもって大学祭の行事をすべて終了とする。

第12条（完全退構時刻）

午後9時30分までに構内から完全退出とする。ただし、特別に認められている場合を除く。

II. 安全防災規約

第1条（趣旨）

この規約は、大学祭期間中において大学祭を参加団体が自主管理・自主運営していくに際し、更なる安全防災を図るために定めるものである。

※参加団体とは模擬店参加、屋内参加、特別参加で参加する団体のことを指す。

第2条（施行時期）

この規約は平成28年度大学祭にのみ適用される。但し、第6条は除く。

第3条（火気使用）

- ・屋内での火気使用は禁止する。
- ・所定の場所に設けられた喫煙所以外での喫煙は禁止する。
- ・火気使用団体は安全委員会に届け出を行い、消火バケツ等の消火用具を用意する。
- ・プロパンボンベ、カセットコンロ、発電機、その他火気を使用する団体は事前に安全委員会に届け出を行い、安全に留意して使用する。
- ・発電機を使用する団体は、消火器を常備する。
- ・模擬店で使用するプロパンボンベ、発電機のガソリンは毎日所定の場所に返却する。
- ・カセットコンロを使用する際はボンベの管理をしっかりと行い、使用しない時はボンベを外す。
- ・焚火、花火、爆竹等を使用する催しは事前に安全委員会への届け出を必要とし、検討した上で認められたものに限る。

第4条（安全防災・会場整備）

- ・会場に看板、テント等の設置物を設置する場合は安全委員会に届け出を行い、危険のないようにする。
- ・非常口、緊急車両の通路、消火栓前スペース、点字ブロックはふさがないようにする。
- ・許可なく場所を占拠しての楽器演奏などは禁止する。
- ・大学祭期間中、安全に関する問題がある場合や暴力行為、破損行為、緊急事態があった場合はその収拾に努めるとともに、その責任の所在を明らかにするよう努める。

- ・大学祭期間中の構内施設の汚損・破損については補償金制度の規定に基づく。
- ・その他、公立大学法人首都大学東京南大沢キャンパス校舎管理規定に従う。ただし、日曜・祝日の施設使用時間については平日と同様にする。

第5条（その他）

- ・午後9時をもって大学祭行事すべてを終了し、午後9時30分までに構内から完全に退出する。なお、構内にとどまることができる者は事前に安全委員会に届け出を行い、検討した上で認められた者に限る。
- ・屋外での音出しは午前9時半から午後7時までとする。
- ・騒音には十分に注意する。屋外で音を出す場合、各所で大学祭実行委員会によって定められた音量以上の音を出さない。また、施設内で音を出す場合は、施設の防音能力を超える音は出さない。
- ・電力を使用する場合は、必ず定められた場所から電力をとり、決められた容量以上は使用しない。
- ・飲食物を取り扱う団体は事前に安全委員会に届け出を行い、届け出をしていない飲食物の販売は行わない。また、保健所の指示に従って衛生面には十分注意する。
- ・指定された仮設流し場を使用し、トイレの水道や散水栓などは使用しない。
- ・医療体制は安全委員会が医務室及び近隣の病院に依頼し、その指示に従う。
- ・その他、周囲の人に甚だしい迷惑をかける行為や大学祭にふさわしくないと大学祭本部及び安全委員会本部が判断した行為は行わない。

第6条（処分）

第3条、第4条及び第5条について甚だしい違反があった場合には、安全委員会本部から「警告」を行う。警告に応じない団体に対しては「大学祭期間中における違反事項に関する条規」による処分を適用する。また、安全委員会が定めた夜間残留・騒音についての違反も同条規による処分を適用する。

(5) 安全管理責任者の選出

1. 安全管理責任者とは

「1. 安全委員会の設置」(p.2~3 参照)で述べた通り、各参加団体には1名ずつ安全管理責任者を選出していただきます。安全管理責任者は大学祭を安全に運営するにあたり重要な役割を担います。安全管理責任者の選出の詳細な手順については本日配布した『事務手続きの手引き1』をご参照ください。

※参加形態ごとに1名選出する必要はありません。複数の参加形態で参加する場合でも、安全管理責任者は1名のみの選出となります。

2. 役割

- ・安全防災に関する理念を理解し、団体内に浸透させる。
- ・安全管理責任者会議に出席し、その内容を団体内で共有する。
- ・大学祭期間中の安全防災に努める。

詳しくは10月25日(水)および26日(木)に行う安全管理責任者会議にて説明します。

3. 選出に当たっての注意

- ・企画を行う上での安全面の責任者になりますので、企画を行う際にその場にいられる方にしてください。
- ・負担軽減のため、代表者(参加企画書に書いた代表の方)とは別の方にするようにしてください。
- ・10月25日(水)および26日(木)に行われる安全管理責任者会議に原則出席できる方にしてください。

安全管理責任者になっていただいた方は、別途配布する安全管理責任者申請書に記入の上、6月15日(木)までに大学祭実行委員会室(学生ホール206)へ提出してください。また、次ページのアドレスに安全管理責任者本人のアドレスから団体名と氏名を記入の上メールを送信してください。件名は「安全管理責任者について」と記入するようにしてください。

メールアドレス：sp.main13th@gmail.com

(右のQRコードからも読み取れます)



(6) 講堂使用について

昨年度の大学祭において、ある参加団体の方が講堂使用中にガラスを破損してしまうという事故がありました。学生課との協議の結果、やむを得ない事情であると判断され、ガラスの修繕費は学校側が負担して下さることとなりました。この事故は今後の大学施設利用に関わると考え、安全委員会本部から当該団体を呼び出し、厳重注意を行いました。

この事態は今後の講堂の使用に大きく影響すると考え、学生課との協議のうえ講堂の使用制限をかける可能性があります。決定し次第みやこ祭参加準備会議でお伝えしますので、ご了承ください。

3. 事務局より

『事務手続きの手引き 1』について
別冊の『事務手続きの手引き 1』をご参照ください。

4. 広報局より

(1) 第13回みやこ祭テーマ発表とロゴデザインについてのお知らせ

今年度のテーマに関しては、大学祭実行委員会内部で候補を募り、選考を重ね決定しました。

その結果、第13回みやこ祭のテーマは

「Bloom」

に決定しました。

今回のテーマ「Bloom」は、13がBに見えることになぞらえて13回目のみやこ祭を華々しくしたいという願いと、首都大学東京の学生として作り上げる華やかな大学祭を多くの人に見てほしいという意味を込め、決定しました。

今年度の「Bloom」のロゴデザインにつきましては、大学祭実行委員会内部で候補を募り、決定しました。ご了承ください。

ご不明な点がございましたら下記のメールアドレスにご連絡ください。その際、件名と本文に氏名を入れていただきますようご協力よろしくお願ひします。

メールアドレス：miyakofes.tmu@gmail.com

(右のQRコードからも読み取れます)



(2) 第13回みやこ祭ポスターデザイン公募について
今年度の大学祭のポスターを公募します。
テーマの「Bloom」に沿ったデザインをお願いします。

【募集方法】

○完成品サイズ・・・A2版

○制作方法・・・《データの場合》

Illustrator・Photoshop (いずれも CS6 バージョンまで)
画像データは jpg など結合されたものではなく、レイヤーが確認
できる psd 等のファイル形式で保存してください。

《手書きの場合》

書いていただいたものを大学祭実行委員会でスキャンし、
Illustrator のデータにおこします。
特に画材の指定はありません。

○掲載情報・・・ポスターには必ず以下の情報を文字として載せてください。
デザインとしての省略は構いません。

- ① 首都大学東京
- ② 南大沢キャンパス 南大沢駅から徒歩5分
- ③ 第13回 みやこ祭
- ④ 2017年11月2日～4日
- ⑤ 周辺地図

○応募先・・・USBに保存した画像データ、または手書きのポスターをご持参の上、
大学祭実行委員会室（学生ホール206）までお越してください。

【締め切り】 6月28日（水）20：00

【採用】 採用された方には大学祭実行委員会から直接連絡させていただきます。
また、採用された方には粗品をお渡しします。

※ デザインは製作者との打ち合わせの上、微調整する場合があります。

※ その他、ロゴやHPアドレス、QRコードを加えさせていただく場合があります。

ご不明な点等がございましたら、下記のメールアドレスまでご連絡ください。その際、
件名と本文に氏名を入れていただきますようご協力よろしくお願ひします。

メールアドレス：miyakofes.tmu@gmail.com

（右のQRコードからも読み取れます）



5. 渉外局より

(1) 協賛企業の紹介

大学祭実行委員会是一般企業に協賛をいただいております、頂いた協賛金や物品はみやこ祭をより発展させるため、また、参加していただける団体の方々のために使わせていただいております。

そこで、第13回みやこ祭に参加していただく団体の皆様にもご協力をお願いしたいと考えております。

● 株式会社ネオ倶楽部

オリジナルのTシャツやパーカー等を制作している企業です。

団体用のTシャツやパーカー等を作る際によろしければご利用ください。

詳しくは別紙の資料をご参照ください。

(2) 協賛に関する注意点

近年、みやこ祭において企業協賛を受ける団体が増えつつあります。本学は東京都が運営する公立大学法人であり、その運営費の多くが都民の税金である運営費交付金で賄われていることから、大学の敷地・建物内において民間企業からの協賛を受ける上で以下のように範囲が定められています。

本学において実施が認められる企業協賛の範囲

① 学生が発行する印刷物、パンフレット等への広告掲載

学生が自主的に発行した印刷物、パンフレット等に広告を掲載すること。

② ホームページへのバナー広告掲載

学生が開設したホームページのトップ等に、バナー広告を掲載すること。

③ イベントの賞品としての物品提供

大学祭で開催される様々なイベントの賞品として、企業から製品・試供品等の提供を受けること。ただし、配布は本学の学生自身で行うこととし、企業から派遣されたスタッフ等が宣伝活動等、イベントへ直接参加することは禁止する。また企業から支給・貸与された宣伝販促用ユニフォーム等を学生が着用することは禁止する。

本学において実施が認められない企業協賛の範囲

- ① 民間企業のブース設置及び民間企業からのスタッフ等の派遣を受けること
大学祭期間中、構内に民間企業のブーススペース等を設置し、民間企業から派遣されたスタッフ等が販売活動、宣伝活動、試供品頒布等を行うこと。
- ② 大学祭期間中の構内及びイベントステージ上への企業看板・ポスター・のぼり旗設置
大学祭期間中、構内に民間企業のロゴ入り看板・ポスター・のぼり旗を設置すること
- ③ その他、本学の名誉と信頼を失うような行為

※企業協賛に関わる質問等がございましたら、お手数ですが下記のメールアドレスまでご連絡ください。

メールアドレス：tmu.fes.s@gmail.com

(右の QR コードからも読み取れます)



より良いみやこ祭を作るためにご協力よろしく申し上げます。

6. その他

◆ 今後の会議の日程

- ・ 第2回 みやこ祭参加準備会議

日時：6月15日（木）

場所：11号館204番教室（予定）

- ・ 第2回 大学祭総会

日時：6月29日（木）

場所：未定

- ・ 第3回 みやこ祭参加準備会議

日時：9月14日（木）

場所：未定

- ・ 第4回 みやこ祭参加準備会議

日時：9月28日（木）

場所：未定

- ・ 第5回 みやこ祭参加準備会議

日時：10月19日（木）

場所：未定

◆ 会議日程のお知らせについて

大学祭総会及びみやこ祭参加準備会議については、メールや看板だけでなく、**Twitter**でもお知らせしています。

アカウント名は「@miyakofes2017」となっています。ぜひご確認やフォローをよろしくお願いします。

2017年度 第1回 みやこ祭参加準備会議 資料

発行 首都大学東京南大沢キャンパス大学祭実行委員会

所在 学生ホール206 大学祭実行委員会室

連絡先 042-677-1111 (内線 2323)

mepo.jimukyoku13th@gmail.com

(右のQRコードからも読み取れます)

HP <http://miyakomatsuri.com>

